

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番号		所管	環境局環境施策部環境施策課					
名称	省エネ・省CO ₂ 加速化支援事業費補助金(仮)							
交付先	本補助金を財源とする給付金を交付する事業を行う民間事業者等(以下「執行団体」という。) (なお、執行団体が大阪市内に工場・事業場を有する中小企業等や住宅等を対象に再補助を行う。)							
交付目的	家庭及び中小企業等の早期の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入拡大や電力需給の安定化を図り、断熱窓や省エネ設備等の導入加速により、関連産業の競争力強化、経済成長を実現し、GXを加速させるとともに、大阪市の2030年度の温室効果ガス排出量削減目標達成に貢献することを目的とする。							
事業の概要	再補助を実施するために必要となる事業費及び事務費を執行団体に交付し、執行団体がその経費を管理・事業運営を行う。 ①中小企業の省エネ・省CO ₂ 加速化支援事業 大阪市内の中小企業等に対して、省エネルギー診断の受診や省エネルギー性能の高い設備等の導入に係る取組を支援。 ②住宅等の脱炭素化促進事業 大阪市内の住宅等に対して、高い断熱性能を備えた窓やドアの改修、高効率給湯器等の導入による省エネルギーの取組を支援するとともに、蓄電システムによる再生可能エネルギーの自家消費拡大の取組を支援。							
算定額及び積算	①中小企業の省エネ・省CO ₂ 加速化支援事業事業費 235,000千円(200件程度)(令和8年度算定額) ②住宅等の脱炭素化促進事業事業費 468,750千円(8,000件程度)(令和8年度算定額) ①及び②の事務費 71,989千円(令和8年度算定額)							
事業開始年度	令和8年度		交付方法	概算払(分割)				
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>			
法律・条例等の名称								
補助率等	執行団体に対する補助 補助基準額: -、補助率: 10/10(上限: 775,739千円) (参考)再補助 ①中小企業の省エネ・省CO ₂ 加速化支援事業 省エネ診断: 補助基準額: -、補助率: 自己負担の10/10(上限: 50千円)(国補助9/10で、1/10が自己負担) 省エネ設備: 補助基準額: -、補助率: 1/3(上限: 3,000千円)(国補助 1/3以内) ②住宅等の脱炭素化促進事業 断熱改修(窓、ドア): 補助基準額: -、補助率: 1/3以内(上限100千円)(国補助 1/2相当) 高効率給湯器等: 補助基準額: -、補助額: 30千円/台(上限: -)(国補助 50千円から170千円/台) 蓄電システム: 補助基準額: -、補助額: 30千円/kWhあたり(上限: 300千円)(国補助 3/10以内)							
財源の有無	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他(環境創造基金) <input checked="" type="checkbox"/> ()	無				
本市以外からの直接補助	国 <input checked="" type="checkbox"/> (再補助1/2相当等)	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無	<input type="checkbox"/>			
交付先の分類	法人							
性質別分類	その他事業費補助							
終期	令和11年度							
公募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>				
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>						
再補助の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有の場合 その理由	多数の補助件数を見込んでおり、効率的・効果的に事業を執行するため。				

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	2030年度のCO ₂ 排出量削減目標達成に向け、大阪市内の中小事業等を対象に、省エネ診断、削減効果の高い省エネ設備の導入にかかる経費の一部を補助を行うことは、業務部門の脱炭素化を促進させていくうえで必要不可欠で、本補助金によりCO ₂ 削減効果を見込むことができる。また、大阪市内の住宅を対象に、削減効果の高い(断熱改修や高効率給湯器、蓄電システム等)の導入等にかかる経費の一部を補助を行うことは、住宅の脱炭素化を促進させていくうえで必要不可欠で、本補助金によりCO ₂ 削減効果を見込むことができる。なお、効率的・効果的な事業の執行の観点から、再補助で実施するため、本市補助を執行団体へ補助を実施する。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	自己負担の更なる軽減策を講じることでより多くの大阪市内の中小企業等や住宅において、省エネ・省CO ₂ 化が進むことから、国と同一の対象経費に対して本市独自の上乗せ補助を行うことは効果的であり妥当である。また、本補助金は執行団体が補助業務を行う際の原資であり、申請者に交付する補助金及び事務費は本市で全額負担すべきであるため、補助率を10/10とすることは妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	業務部門のCO ₂ 削減を進める為には、中小企業等に対して削減効果の高い省エネ設備への導入を促す必要がある。また、家庭部門のCO ₂ 削減を進める為には、住宅に対して削減効果の高い断熱改修、省エネ・創エネ設備への導入を促す必要があり、本事業は施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	執行団体は、公募により広く募集し、選定することで公平性を担保する。また、国の審査を経て国の交付決定を受けた案件を補助対象とするため、交付先の適正性は確保している。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	CO ₂ 削減量 目標値:4年間で20,400t-CO ₂ 測定方法:断熱改修件数及び導入済設備から削減効果を試算し算定
--------	---

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番号	所管	環境局環境施策部環境施策課エネルギー政策担当						
名称	新たな手法による太陽光発電導入支援事業補助金(仮)							
交付先	新たな手法による太陽光発電を導入しようとする者のうち、国「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業)」の交付を受けた者							
交付目的	国の支援事業を活用し、市域の特性を踏まえCO2排出量削減効果が高い太陽光発電の導入ポテンシャルを最大限に引き出せるよう支援することで、再エネ導入拡大を図る							
事業の概要	新たな手法による太陽光発電を導入しようとする者のうち、国「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業)」の交付を受けた者に対し、その費用に対して国補助対象外部分の1/2(相当)を補助する。							
算定額及び積算	①ソーラーカーポート 補助対象施設出力400kW × 補助率80千円/kW(上限20,000千円) = 30,000千円 ②建材一体型 窓: 補助対象経費 × 補助率1/5(上限12,500千円) 壁: 補助対象経費 × 補助率1/4(上限7,500千円) 補助額平均10,000千円 × 2件 = 20,000千円 ③蓄電池を組み合わせた太陽光発電 $1,250\text{kW} \times 25\text{千円/kW} = 31,250\text{千円}$ $250\text{kW} \times 35\text{千円/kW} = 8,750\text{千円}$ 計40,000千円							
事業開始年度	令和8年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)				
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>			
法律・条例等の名称								
補助率等	①ソーラーカーポート 80千円/kW(全対象経費の1/3相当、残りのうち80千円/kW 1/3相当は国が負担)(上限:20,000千円) ②建材一体型 窓: 4/5(全対象経費の1/5、残り3/5は国が負担)(上限:12,500千円) 壁: 3/4(全対象経費の1/4、残り2/4は国が負担)(上限:7,500千円) ③蓄電池を組み合わせた太陽光発電 25千円/kW(全対象経費の1/4相当 残りのうち50千円/kW、2/4相当は国が負担)(上限:10,000千円) ※戸建て(10kW未満) 35千円/kW(全対象経費の1/4相当 残りのうち70千円/kW、2/4相当は国が負担)(上限:10,000千円)							
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他(環境創造基金) <input checked="" type="checkbox"/>	()	無 <input type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input checked="" type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他()	<input type="checkbox"/>	()	無 <input type="checkbox"/>
交付先の分類	法人							
性質別分類	その他事業補助							
終期	令和10年度							
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>					
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>						
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由					

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	削減効果の高い再生可能エネルギー(再エネ)の導入施策が必須であり、再エネの適地の少ない本市において、新たな手法による太陽光発電導入に対し補助を行うことは、2030年のCO2排出量削減目標達成に向け、必要不可欠である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	政令市における国補助の上乗せ補助実績はないが、国補助に加え対象外部分を補助するため、対象経費については明確であり、市域における導入を促進するために、国補助後の負担に対して、1/2の独自補助をする事は効果的であり妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	現在、国の補助事業による市域への新たな手法による太陽光発電の導入は進んでいないため、上乗せする形で市独自補助を実施することは有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	国の審査を経て採択された案件を本市補助対象とするため、交付先は適正であり、公平性を確保している。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	CO2削減効果として、導入太陽光発電量からCO2削減量 4,792t-CO2/年が見込まれる。 測定方法:導入する施設における、導入前後の電力使用量の変化等から算定する。
--------	--

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番号		所管	環境局環境施策部環境施策課エネルギー政策担当								
名称	帯水層蓄熱システム導入支援事業補助金(仮)										
交付先	帯水層蓄熱システム(ATES)の導入を検討する事業者										
交付目的	ATES導入に関する地盤調査経費の一部を補助することにより、コスト面での課題を解決し、ATES導入を加速化させる										
事業の概要	市域でATES導入を行う事業者に対して、地盤調査結果を本市に提供すること等を条件とし、地盤調査費用の一部を補助する(補助率:3/4、上限:1,500万円、予定:R8~R12)										
算定額及び積算	地盤調査経費補助 補助対象経費:20,000千円 × 補助率3/4 × 3件 = 45,000千円、補助金額:45,000千円 (令和8年度算定額)										
事業開始年度	令和8年度			交付方法	通常払い(補助金額確定後)						
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>						
法律・条例等の名称											
補助率等	対象経費の3/4(上限:15,000千円)										
財源の有無	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他(環境創造基金) <input checked="" type="checkbox"/> ()	無 <input type="checkbox"/>							
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>							
交付先の分類	法人										
性質別分類	その他事業補助										
終期	令和12年度										
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>								
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>									
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由								

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	ATES導入の可否を判断するためには、導入予定地での地盤調査が必要不可欠であるが、導入判断前に高額な費用が発生するなど事業者への負担が大きく、導入の妨げとなっているため、ATES導入を拡大するためには補助を行うことが必要不可欠である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	先進的事例であるため、他都市での実績はないが、建築用ボーリング調査に追加で発生する差額分(補助率3/4)を補助上限額(1,500万円)することは、対象経費が明確であり、導入促進のためには効果的であり妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	ATES導入予定地における地盤調査が必要不可欠であるが、導入判断前の高額な費用負担が導入の妨げとなっているため、事業者負担を軽減する補助を実施することは、ATES導入拡大に対して有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募を実施し、ATESの導入予定のポテンシャルやATESの導入計画などの要件を審査したうえで採択することから、公平性は確保されている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	2030年度までに市域でATESが10件導入された場合、1,500tのCO2削減効果が見込まれる。 測定方法:先行導入施設のCO2削減実績等をもとに削減効果を算定
--------	--

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番号	所管	環境局環境施策部環境施策課エネルギー政策担当							
名称	ペロブスカイト太陽電池導入費補助金(仮)								
交付先	ペロブスカイト太陽電池を導入しようとする者のうち、国の「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業)」の交付を受けた者								
交付目的	軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池について、国の補助に上乗せする形で市独自補助を実施することで相乗効果を高め、市場形成を加速させ早期の社会実装を実現する。								
事業の概要	ペロブスカイト太陽電池を導入しようとする者のうち、国の「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業)」の交付を受けた者に対し、その費用に対して国補助対象外部分の1/2を補助する。								
算定額及び積算	ペロブスカイト太陽電池(10kW)導入費概算70,000千円 70,000千円×補助率1/6=12,000千円(令和8年度算定額)								
事業開始年度	令和8年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)					
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>				
法律・条例等の名称									
補助率等	5/6(全対象経費の1/6、残り4/6は国が負担)(上限:12,000千円) 7/8(全対象経費の1/8、残り6/8は国が負担)(上限:12,000千円) ※防災力の強化に資する等の一定の要件を満たすもの								
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他(環境創造基金) <input checked="" type="checkbox"/>	()	無 <input type="checkbox"/>		
本市以外からの直接補助	国 <input checked="" type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他()	<input type="checkbox"/>	()	無 <input type="checkbox"/>	
交付先の分類	法人								
性質別分類	その他事業補助								
終期	令和12年度								
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>						
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>							
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由						

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	削減効果の高い再生可能エネルギー(再エネ)の導入施策は必須であり、再エネの適地の少ない本市において、従来型では設置できなかった屋根や壁面等への活用が期待されるペロブスカイト太陽光電池を導入に対し補助を行うことは、2030年のCO2排出量削減目標達成に向け必要不可欠である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	先進的事例であるため、他都市での実績はないが、国補助に加え対象外部分を補助するため、対象経費については明確であり、市域における導入を促進するために、国補助後の負担にに対して、1/2の独自補助をする事は効果的であり妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	従来型太陽電池に代わり市域の再エネ導入を一変させる可能性がある新技術の導入初期であり、導入単価が高いことから、国の補助に加えて独自補助を実施することは、ペロブスカイト太陽電池導入促進に対し有効的である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	国の審査を経て採択された案件を本市補助対象とするため、交付先は適正である。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	CO2削減効果として、導入太陽光発電量からCO2削減量 465t-CO2/年が見込まれる。 測定方法:導入する施設における、導入前後の電力使用量の変化等から算定する。
--------	--

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番 号		所 管	環境局事業部事業管理課(路上喫煙対策担当)										
名 称	ミナミエリアの環境改善を目的とした大阪市指定喫煙所設置経費等補助金(仮)												
交付先	本市の指定を受ける喫煙所を整備するミナミエリアの建物等の所有者又は使用者												
交付目的	ミナミエリアにおける環境改善に向けた指定喫煙所の整備を推進することで、誰もが安全、安心に過ごせる美しく快適なまちの実現に資する。												
事業の概要	<p>本市の指定を受ける喫煙所を整備する「ミナミエリアの建物等の所有者又は使用者」に対し、整備経費、維持管理費及び賃料等の全部または一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備経費 補助率 10/10 補助上限 10,000千円 ・維持管理費 補助率 10/10 補助上限 1,440千円 ・賃料等 補助率 10/10 補助上限 1,200千円 												
	<p>【ミナミエリアの範囲】 大阪市中央区東心斎橋1丁目・2丁目 大阪市中央区心斎橋筋1丁目・2丁目(2丁目のうち、4番を除く) 宗右衛門町(3・4・7番を除く)</p>												
算定額及び積算	<p>補助対象経費(ミナミエリアに限る)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">整備経費</td> <td style="width: 15%;">10,000千円 × 6か所 × 10/10</td> </tr> <tr> <td>維持管理費</td> <td>1,440千円 × 6か所 × 6/12月 × 10/10</td> </tr> <tr> <td>賃料等</td> <td>1,200千円 × 6か所 × 6/12月 × 10/10</td> </tr> </table> <p>(令和8年度算定額)</p>							整備経費	10,000千円 × 6か所 × 10/10	維持管理費	1,440千円 × 6か所 × 6/12月 × 10/10	賃料等	1,200千円 × 6か所 × 6/12月 × 10/10
	整備経費	10,000千円 × 6か所 × 10/10											
維持管理費	1,440千円 × 6か所 × 6/12月 × 10/10												
賃料等	1,200千円 × 6か所 × 6/12月 × 10/10												
事業開始年度	令和8年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)									
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>								
法律・条例等の名称													
補助率等	<p>【設置経費】 補助率:100%(上限10,000千円) 【維持管理費】 補助率:100%(上限1,440千円) 【賃料等】 補助率:100%(上限1,200千円)</p>												
	財源の有無	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>								
	本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>								
交付先の分類	法人												
性質別分類	施設整備事業補助												
終 期	令和11年度												
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>										
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>											
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由										

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	ミナミエリアは日本有数の繁華街であり、コロナ禍後の観光客等の大幅な増加により国内外から多くの方が訪れていること等から、他のエリアと比べて路上喫煙やごみのポイ捨て等の課題が顕在化している。路上喫煙対策として喫煙所の整備は不可欠と考えているが、本市所有地のみでは必要かつ有効性のある指定喫煙所の整備には限りがあるため、自ら指定喫煙所を整備する民間事業者を対象として補助を行うことは、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	金額の上限については、本市が実施した指定喫煙所の整備に要した費用を基に積算している。 また、ミナミエリアにおいて顕在化している課題に対して横断的に対応する必要があるが、路上喫煙対策の一つとして実施する喫煙所整備を短期間で集中的に実施するためには、本エリア特有の地価が高いといった課題に対応した補助制度とする必要があり、賃料等補助を実施することは妥当であると判断している。 また、本補助は、民間事業者が本市施策に自主的に協力するとともに、民有地の公開使用を認めて、喫煙所を整備するものであることから、整備費及び管理費の全額を本市が100%補助することは妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	ミナミエリアにおける喫煙所の整備については、早急な対策が求められており、令和8年度内に分煙環境を整備する必要がある。しかし、喫煙所の整備が可能な本市所有地には限りがあるので、民間事業者の協力が不可欠であり、かつ、整備にあたっては、民間事業者が所有するノウハウにより、整備費などの圧縮が図られることから、民間事業者が喫煙所整備を行い、整備に要した金額を補助することは、施策実現だけではなく経費的にも有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	資格要件を備えた補助対象者を広く募集するため、「公正性」は確保されている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	令和8年度末までに5か所設置
--------	----------------